

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
須崎御用邸庭園管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 小平 武史 東京都千代田区千代田1-1	令和5年4月3日	株式会社愛樹園 静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 428番地	9080101014593	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 （会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号）	(非公表)	5,324,000	-	-				
武蔵陵墓地虫害被害樹木伐採処理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 小平 武史 東京都千代田区千代田1-1	令和5年4月3日	株式会社山水園 東京都小平市御幸町316番地 の2	1012701000367	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	30,250,000	-	-				
宮内庁分庁舎改修に伴う基本設計業務その2	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 小平 武史 東京都千代田区千代田1-1	令和5年4月3日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋2丁目16番1号	1010401013565	当該者は令和4年度に「宮内庁分庁舎改修に伴う基本設計業務」を行った者であり、本件は当該契約の継続業務であるため。（会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号）	28,578,000	28,578,000	100.0%	-				
京都御所清涼殿障壁画保存工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 石原 秀樹 京都市上京区京都御苑3	令和5年5月12日	株式会社岡墨光堂 京都市中京区富小路通三条上 る福長町113・115・117・118合地	7130001020168	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 （会計法第29条の3第4項）	(非公表)	26,337,303	-	-				
皇居東地区庭園課仮設建物設置ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 小平 武史 東京都千代田区千代田1-1	令和5年5月16日	株式会社システムハウスアー ルアンドシー東京支店 東京都品川区東大井2-13-8	8010701011766	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	25,773,000	25,300,000	98.2%	-				
三の丸尚蔵館整備に伴う新築工事（Ⅱ期）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 小平 武史 東京都千代田区千代田1-1	令和5年5月24日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	1010401013565	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,625,500,000	4,625,500,000	100.0%	-				
京都御所ほか障壁画修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 石原 秀樹 京都市上京区京都御苑3	令和5年6月21日	株式会社松村泰山堂 京都市北区小山西大野町51番地3	2130001005462	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 （会計法第29条の3第4項）	(非公表)	9,790,000	-	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
常陸宮邸ほか庭園管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 小平 武史 東京都千代田区千代田1-1	令和5年6月22日	株式会社植物環境リサーチ 東京都練馬区高松6丁目3番16号	5011601003311	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	4,620,000	-	-				
御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 小平 武史 東京都千代田区千代田1-1	令和5年7月4日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	7010401088742	当該者は、御所新築工事やその後の改修工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	8,217,000	8,195,000	99.7%	-				
R 5 仙洞御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和5年7月24日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	1010401013565	当該者は、仙洞御所において、過去に大規模改修を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,620,000	4,620,000	100.0%	-				
三笠宮邸各所改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和5年7月27日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	3120001077469	当該者は、三笠宮邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,271,000	7,260,000	99.8%	-				
赤坂御用地事務所・収蔵庫棟ほか改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和5年9月12日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16番1号	1010401013565	当該者は、事務所・収蔵庫棟の新築工事及び改修工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	46,849,000	46,750,000	99.8%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
正倉院東西宝庫ほか空調設備整備工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 石原 秀樹 京都市上京区京都御苑3	令和5年9月12日	第一工業株式会社大阪支店 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号	4010001034620	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	4,334,000	4,290,000	99.0%	-				
三の丸尚蔵館整備に伴う新築工事(Ⅱ期) 監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和5年9月28日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号	9010001006111	本業務は、平成28年度にプロポーザル方式により選定された株式会社日建設計によって完了した設計業務(「三の丸尚蔵館増築・改修ほか設計業務」及び「三の丸尚蔵館整備に伴う新築Ⅱ期棟再設計業務」等)の内容を踏まえて実施するものであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	80,850,000	80,850,000	100.0%	-				
磐園陵墓参考地樋管改修その他工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 石原 秀樹 京都市上京区京都御苑3	令和5年10月3日	株式会社堂領工建社 大阪府羽曳野市野251番地	1120101032292	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	27,060,000	26,950,000	99.6%	-				
正倉院西宝庫空調用自動制御設備更新工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 石原 秀樹 京都市上京区京都御苑3	令和5年11月20日	第一工業株式会社大阪支店 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号	4010001034620	本工事は、正倉院西宝庫空調用自動制御設備のリモートユニットの一部機器が経年不良のため、取替工事を行うもので、同宝庫内を常時一定の温湿度に確実に保ち、宝物を最良の状態で保管するためにも、速やかに施工する必要があるため。 (会計法第29条の3第4項)	7,480,000	7,480,000	100.0%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮内庁分庁舎1床張替工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和5年12月5日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目16-1	1010401013565	当該者は、宮内庁分庁舎において、過去に改修工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に施工することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号)	6,259,000	6,237,000	99.6%	-				
宮内庁庁舎ほか自動制御設備改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和5年12月11日	アズビル株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	9010001096367	当該者は、本工事の対象となる空調設備等を設計・製造した者であり、最適な改修方法を熟知していることから、本工事を安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号)	7,106,000	7,095,000	99.8%	-				
高円宮邸第1応接室床暖房改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和5年12月11日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	3120001077469	当該者は、高円宮邸において、過去に大規模改修等を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に施工することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号)	8,426,000	7,920,000	94.0%	-				
御料牧場乳牛舎パークリーナー修理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和5年12月12日	デラバル株式会社北関東営業所 栃木県那須塩原市島方453-7	8011101061798	当該者は、本工事の対象となる設備を製造した者であり、最適な修理方法を熟知していることから、本工事を安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号)	3,245,000	3,243,185	99.9%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
三笠宮東邸床改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和6年1月18日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	3120001077469	当該者は、三笠宮東邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、今回の工事条件等を満たし、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	3,564,000	3,520,000	98.8%	-				
宮内庁分庁舎改修に伴う実施設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和6年2月2日	清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目1番1号	1010401013565	本業務は、令和4年度から令和5年度にかけて進められてきた基本設計業務の継続業務であるため。 (会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	13,244,000	13,222,000	99.8%	-				
楽部庁舎汚水桝改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和6年2月13日	有限会社光工業 東京都世田谷区若林1丁目19番6号	6010902019940	本工事は、破損した汚水桝の改修及び敷地陥没部の補修を行うものであり、早急に工事を実施しない限り、陥没部崩落の危険及び衛生上の問題が生じることから、緊急に契約を締結し施工する必要がある。当該者は、施工場所での施工実績を有し、迅速かつ適切に対応することのできる業者であるため。 (会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	4,503,400	4,400,000	97.7%	-				
皇居東御苑管理事務所解体撤去ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 木村 藍子 東京都千代田区千代田1-1	令和6年2月26日	株式会社東輝建設 東京都世田谷区玉堤1-16-18	1010901008255	当該者は、現在施工中の工事の施工者であることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	5,269,000	5,170,000	98.1%	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。